

議案第 90 号

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例及び半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正について

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例及び半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例を別記のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 148 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例及び半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例（平成16年京丹後市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、同条第2号中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

(半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例（平成16年京丹後市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例(平成16年京丹後市条例第81号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例 平成16年4月1日 条例第81号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであること。</p> <p>(2) 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における土地に限る。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例 平成16年4月1日 条例第81号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであること。</p> <p>(2) 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における土地に限る。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例(平成16年京丹後市条例第85号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第85号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する特例措置の対象となる固定資産は、認定産業振興促進計画に記載された計画期間(法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)の初日から令和5年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあっては当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区にあっては当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に当該認定産業振興促進計画が法第9条の7第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める取得価額の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第85号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する特例措置の対象となる固定資産は、認定産業振興促進計画に記載された計画期間(法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)の初日から令和5年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあっては当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区にあっては当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に当該認定産業振興促進計画が法第9条の7第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める取得価額の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は公布の日から施行する。</u></p>